

報道関係者 各位

令和3年5月14日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 長嶋 政弘

(直通電話) 03-5403-2265

エクソンモービル（19年度一時金等）不当労働行為再審査事件 （平成22年（不再）第46号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 畠山 稔）は、令和3年5月13日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～一時金の支給日を当初の予定から2週間後に延ばしたことは合理性があり、不当労働行為に該当しないとした事案～

会社が団体交渉において組合から提示された確認書を持ち帰って検討した結果、確認書の締結が一時金の妥結の条件となっているのではないかとの疑問を持ったというのも無理からぬところがあり、確認書の趣旨確認及び一時金の妥結の意思の確認に2週間余を要したこともやむを得ないこと等からすれば一時金の支給日の延期には合理性があり、組合の組合員であることや組合活動を理由としてされたものということとはできない。

I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（「組合」）
（岐阜県美濃市）、組合員27名（令和2年10月29日現在）

再審査被申立人：ENEOS株式会社（エクソンモービル有限会社承継人）（「会社」）
（東京都千代田区）、従業員約9,000名（平成31年4月1日現在）

II 事案の概要

- 本件は、会社が、平成19年度一時金に関し、組合が提出した確認書の趣旨及び組合の妥結の意思を確認した結果、組合の組合員への同年度夏季一時金の支給日を当初の予定の2週間後に延ばしたこと（本件支給日の延期）が不当労働行為であるとして、申立てがあった事案である。
- 初審東京都労委は、本件申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 本件支給日の延期の労働組合法（労組法）第7条第1号該当性について

本件支給日の延期は、平成19年度夏季一時金の支給日を当初の予定から2週間延期した点において経済的待遇上の不利益取扱いに当たる。

しかし、①会社が平成19年7月13日の団体交渉（7.13団交）において提示された確認書（7.13確認書）を持ち帰って検討した結果、7.13確認書の「妥結するに当たり」、「確認する」との記載内容から、同確認書の締結が平成19年度一時金の妥結の条件となっているのではないかとの疑問を持ったというのも無理からぬところがあり、会社が上記疑問を解消するために同確認書の趣旨確認を行う必要があると判断したことには相応の合理性があること、②7.13確認書の趣旨確認に至る経緯に照らせば、会社が団体交渉の日程調整の努力を怠ったとはいえないし、同月27日に組合が提出した文書の内容を検討した結果、同確認書の趣旨確認ができたと判断したのも相当であるから、同確認書の趣旨確認及び平成19年度一時金の妥結の意思の確認に2週間余を要したこともやむを得ないこと、③延期した期間も2週間であり、当初の支給予定日（同月31日）が妥結表明時（同月13日）から2週間以上後のものであったこと等と対比しても不合理なものとはいえないことからすれば、本件支給日の延期には合理性があり、組合の主張する労使の対立関係があったとしても、組合の組合員であることや組合活動を理由としてされたものということとはできない。

組合は、平成19年度一時金が7.13団交において妥結したにもかかわらず、会社が、7.13確認書に難癖を付け、その撤回を強要し、平成19年度夏季一時金の支給を遅延させたのであり、本件支給日の延期は不当労働行為意思に基づくものである旨主張するが、組合の主張は、いずれも採用することができない。

以上のとおり、本件支給日の延期は、組合の組合員であることや組合活動を理由とした不利益取扱いでなく、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当しない。

(2) 本件支給日の延期の労組法第7条第3号該当性について

組合は、本件はたまたま起きた一過性の事案ではなく、会社の長年にわたる執拗な組合潰し、あるいは組合弱体化攻撃、特に組合に対する兵糧攻め攻撃の一環としてされたものであると主張するが、本件支給日の延期に至る経緯に照らせば、組合と会社との従前の労使関係と平成19年度一時金をめぐる会社の対応との間に因果関係を認めることはできず、本件支給日の延期は、労働組合の運営に対する支配介入に当たらず、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当しない。

(3) 結論

以上によれば、本件救済申立ては理由がないから棄却すべきであるところ、これと同旨の初審命令は相当であり、本件再審査申立てには理由がない。

【参考】

初審救済申立日 平成20年7月10日（東京都労委平成20年（不）第59号）

初審命令交付日 平成22年8月26日

再審査申立日 平成22年9月3日